

女性スポーツ研究の課題

——「資本主義と家父長制」との関連で——

内 海 和 雄*

はじめに

19世紀から20世紀中盤まで続いた第1次フェミニズムは「リベラルフェミニズム」によって主導された。つまり、女性差別の社会的原因はあまり深く追及せず、もっぱら男女の平等を求めた。これは女性の家父長制的支配・差別、女性蔑視に対して一定の成果を挙げてきた。しかし第2次世界大戦を経て、高度経済成長を経験し、社会主義国の進展や西北欧の福祉国家の一層の発展によって、女性差別解消の理論と運動の上でリベラルフェミニズムの限界も指摘されるようになった。1970年代に始まった第2次フェミニズムにおいて、ジェンダー研究における最大の焦点は女性差別の根本原因として「資本主義」と「家父長制」の2つの基盤が指摘され始めた。と同時にその両者の関連とその把握の方法をめぐる、主に社会学では大きな争点となった。つまり資本主義がより根本的な原因（資本主義的支配・差別）か、あるいは家父長制がより根本的（家父長制的支配・差別）かが問われた。それは国際的にも、国内的にも同様である。

こうした中で、1970年代には女性スポーツ領域でもジェンダー視点からの研究が始まった。とはいえ、結論を先に述べれば、国際的にも国内的にも、家父長制的支配・差別の視点が主であり、資本主義的支配・差別の視点は殆ど触れられて来なかった。簡単に言えば、社会学での

成果をスポーツ研究では十分に取り込めなかったといえるであろう。これには大きく2つの理由が考えられる。第1に、スポーツ界は特に保守的であり、女性蔑視が強い。その中で男女平等を主張することでさえ男性からは煙たがられた。その上に、資本主義的支配・差別などの視点を持ち込めば、反体制的だとのレッテルを貼られ、スポーツ界、関連学界から干される危険さえ存在した。そうしたことが、研究の率直さを大きく制約して来た。そして第2に、スポーツにおける家父長制的支配・差別は理解しやすいが、一方で資本主義的支配・差別が女性スポーツをどのように規定しているのかに関しての難しさがある。この追究には当然にして一定の資本主義論つまり資本主義の経済的、政治的分析が不可避である。それが研究の困難さを増したのである。こうした2点での制約が、国際的にも、国内的にも女性スポーツを「資本主義と家父長制」との関連で追究しえなかったのである。

筆者はこれまで資本主義論を基軸にアマチュアリズム論、スポーツ権、人権、福祉権、公共性、スポーツ所有論、「スポーツ・フォー・オール」論などについて研究してきた。それは国家責任の在り方に深く関わることであり、表現を変えれば、「資本主義的支配・差別」の視点に集中してきたといえよう。しかし数年前から女性スポーツをも領域に含めるようになった。そこで気づいたのは、既存の女性スポーツ研究はもっぱら家父長制的支配・差別の視点が主であり、資本主義的支配・差別の視点のものは、管

* 広島経済大学名誉教授

見するところ国際的にも、国内的にも皆無であった。したがって、その後の私はこれまでの資本主義的支配・差別の視点と家父長制的支配・差別の視点をどのように結合させるかを焦点化してきた。以下の論文はその成果である。

- ①「資本主義はなぜ、女性にスポーツを普及させるのか」『広島経済大学 研究論集』第40巻第2号, 2017.9
- ②「福祉国家と女性スポーツ」同上, 第40巻第3号, 2017.12
- ③「女性スポーツの誕生」同上, 第40巻第4号, 2018.3
- ④「オリンピックと女性スポーツ」同上, 第41巻第2号, 2018.9

そして本稿では、同じように「資本主義的支配・差別」と「家父長制的支配・差別」の両概念を方法論として1970年代以降の女性スポーツ研究と運動を検討する。

1. 先行のスポーツ資本主義論

先の拙著論文①の中で、スポーツの発展を資本主義との関連で捉えた、ノルベルト・エリアス、アレン・グットマンそしてトニー・コリンズを事例として挙げた。彼らの方法論を概観すると、エリアスは近代イギリス議会の非暴力化は社会の非暴力化に影響を与えたと考えた。人間の興奮を発散させる文化であるスポーツも非暴力化し、ルールを確立して現代に繋がった。グットマンは現代スポーツは現代社会の特徴を反映して7つの特徴を持つと述べた。つまり、世俗化、平等化、専門化、合理化、官僚化、数量化、記録化である。コリンズは資本主義の商業化によるスポーツの発展、特にプロスポーツの誕生、土着ゲームの衰退の一方で都市ゲームの市場化、発展を描いた。

近年のスポーツ資本主義論としてジュールス・ボイコフの『祝祭資本主義とオリンピック』¹⁾がある。ナオミ・クライン『ショック・

ドクトリン—惨事便乗型資本主義の正体を暴く—²⁾からヒントを得ている。惨事便乗型資本主義とは大惨事につけ込んで実施される過激な市場原理主義改革であり、アメリカ政府とグローバル企業は、戦争、津波、ハリケーンなどの自然災害、政変などの危機につけ込んで、あるいは惨事を意識的に起こして、人々がショックと茫然自失から覚める前に、およそ不可能と思われた過激な市場化経済改革を強行する。新自由主義の典型的政策であり、世界銀行や国際通貨基金（IMF）による介入によって強引に推進される。これによって短期間に膨大な富がアメリカに転がり込む仕組みである。一方、祝祭資本主義は「平和型」「祝祭型」のイベントを意味し、決して惨事を通した市場化をとるのではなく、例えばオリンピック招致に伴う都市基盤の改修（鉄道建設、道路整備、ホテル建設他）、広大なスポーツ施設の建設など、多額の公共資金の投資を前提として、それらの利益を地域住民や国民ではなく、もっぱら民間企業に集中する「公共—民間—連携関係」である。祝祭型のイベントであるため、その招致は開催地への多大なレガシーをもたらすとの甘言が弄される。惨事ないは大イベントという非日常的な事象をきっかけとする点で両者は共通する。そしてそこには多大な公共資金が投入され、その利益はもっぱら多国籍企業などが独占し、国民につけが回されるという仕組みは共通である。

2004年のオリンピックアテネ大会の「公共—民間—連携関係」は顕著であり、それ以降のオリンピックはこの連携関係が一層促進されている。ボイコフはこうした関係を「祝祭資本主義 Celebration Capitalism」と銘打っている。民間は祝祭的イベントを通して国家や自治体などの公共から最大限の利益を獲得している。しかしボイコフはそのことによるイベントの評価は行ってはいない。つまり、スポーツイベントが資本主義の新たな展開に巻き込まれているが、

そのことがスポーツ自体、イベント自体にいかなる意味を持っているかについては触れていない。

以上の資本主義論は、いずれも資本主義の経済・政治・社会がいかんスポーツに影響を与えたかという視点で捉えられている。それはそれで意義を持っているが、ここには国民が主体として関わる資本主義は描かれていない。そうした方法論も志向されていない。そのために、資本主義の中で国民がなぜスポーツに参加してきたのか、何がそれを可能にさせたのか、また労働者や女性はスポーツに参加しつつあるが、未だに多くの障害があるがなぜなのか、そして、国民のスポーツ参加を保障するために国家がどのように政策化して実現してきたのか等を究明する研究方法論が求められた。

そこで筆者は以下のような方法論を展開した。資本主義の前史である古代奴隷制社会や封建制社会ではスポーツは他の文化所有と同様に、時の支配階級に独占された。古代のオリンピックもまたその典型的な事象であった。資本主義は支配層としての資本家階級と被支配層としての労働者階級から構成される社会体制だが、後者もそして女性もまたスポーツへの参加を少しずつ獲得してきた。それを解明するために「資本主義はなぜ、国民にスポーツを普及させるのか」、「資本主義はなぜ、女性にスポーツを普及させるのか」を問い、資本主義の基本構造である資本の意図、国家の役割から問題を解明した。

2. 「資本主義はなぜ、女性にスポーツを普及させるのか」

2.1 「資本主義はなぜ、国民にスポーツを普及させるのか」

この視点は国民のスポーツ参加における「資本主義的支配・差別」の方法論に直結するものであり、先行のスポーツ資本主義論が問わなかった視点である。スポーツにおける「資本主

義的支配・差別」の歴史的な内容として、アマチュアリズムにおける労働者階級排除を例としてあげた。アマチュア規定、アマチュアリズムは資本主義社会において大衆としての労働者階級をスポーツから排除し、資本家自らがスポーツの階級的独占をはかり、その大衆化、市場化を制限したものである。つまりスポーツにおける「資本主義的支配・差別」の典型例なのである。

しかし第2次世界大戦後の1960年代から1970年代に掛けては、福祉の大いに進展した時代であり、その一環に国民全体へのスポーツの普及を意図した「スポーツ・フォー・オール政策」が誕生した。つまり高度経済成長による労働と生活の省力化と一方での高栄養化によって生活習慣病が激増し、国家の医療費対策が喫緊の課題となったのである。もちろん国民の文化権の高揚があり、その一環としてのスポーツ権も普及した。こうして、国家が率先して国民のスポーツ参加のためのスポーツ施設建設、指導者養成、クラブ育成や余暇参加のための前提である労働条件の改善（可処分所得、可処分時間）等を保障した。したがって、現在の「資本主義的支配・差別」とは「スポーツ・フォー・オール政策」がどれくらい具体化されているかどうかでその解消度が判定できる。

2.2 「資本主義はなぜ、女性にスポーツを普及させるのか」

資本主義はそれ以前の体制と異なり、資本が主導する社会体制である。資本は利潤を追求することを本性とするから、その利潤の対象になるなら労働者は男性でも、女性でも、子どもでも、高齢者でも良い。さらに労働者の宗教、民族、門地なども一切問わない。その一環に女性も労働者化＝社会化を迫られる。その社会化が女性のスポーツ参加を促進する基盤なのである（①論文参照）。つまり一人の国民として「資本

主義的支配・差別」に規定されながら、さらに「家父長制的支配・差別」によっても差別されるという女性スポーツにおける支配・差別の二重性が存在する。

アマチュアリズムもその背後にあった大英帝国のナショナリズムと結合し、マッスルクリスチャニティなどの「強いイギリス」「強い男性」を強調した。それは対極に「弱い女性」を想定した。こうしてアマチュアリズムは「資本主義的支配・差別」であると同時に「家父長制的支配・差別」でもあった。

しかし「スポーツ・フォー・オール政策」は国民のスポーツの権利、福祉としての達成を目指した。名目上は男女の差別なく平等なスポーツ参加を推進した。その点で「資本主義的支配・差別」と「家父長制的支配・差別」の両者を同時に解消する要素を内包した。この点で最も進んでいるのは北欧福祉国家諸国と西欧の諸国である。そこでの女性のスポーツ参加に関わる社会的な差別の多くは福祉の充実によって多く取り払われている。(冒頭に挙げた拙著②参照。とはいえ、福祉国家も資本主義国であるから、女性差別が根本的に解消されたわけではない。)

3. スポーツにおける「資本主義的支配・差別」

3.1 「スポーツ・フォー・オール」=「資本主義的支配・差別」克服の指標

アマチュアリズムではアマチュアとは他者からの援助を受けず、自前でスポーツを楽しむ人であると規定して貧困者(労働者階級)を排除した。さらにスポーツで賞金、商品を貰うことはアマチュアではないとしてプロも排除した。そうしてスポーツを財力のある中上流階級に独占してきた。その影響で特にアマチュアリズムの強かったイギリスや日本では国家がスポーツに介入(援助)しなかった。この時点でスポー

ツはもっぱら個人的な営みというイデオロギーつまりブルジョア個人主義と結合した³⁾。

1950年代後半以降の高度経済成長を経て国民の労働・生活が省力化され、栄養摂取の向上、労働密度の高まりによるストレスの増加などにより、国民の生活習慣病は国家の医療対策を必須とした。一方国民の文化要求、運動要求も高揚し、その一環にスポーツ権が浮上した。つまり、国民はスポーツを享受する権利を有する、その権利を保障するための条件整備は国家の義務である。こうして西欧・北欧の福祉国家では福祉政策の一環として、国家、資本も労働者、女性、子ども、高齢者そして障害者を含む全ての国民の福祉を向上させる一環としてスポーツ・フォー・オール政策を誕生させた。

余暇活動としてのスポーツを享受するには前提として労働者や女性の可処分時間の増加(労働時間の減少)と可処分所得の増加(給料の増加)が保障されなければならない。これは労働政策の向上である。さらに、スポーツに参加するには、施設、指導者、クラブが必須である。例えばスポーツ施設は野球やサッカーのように広大な土地を必要とする。またバスケットボールやバレーボールなど体育館(その土地ももちろん)が必要である。これらの施設建設費は膨大であるから、個人では対応できない。そのため公共(国、地方自治体)が建設して国民、地域住民に安く、時には無料で貸し出す必要がある。そうして初めてスポーツが普及する。逆に言えばこれらの諸条件を軽視して「スポーツ・フォー・オール」の推進はあり得ない。つまり施設面だけでもその施設数(質も含めて)が豊富にあるかどうかは福祉度の目安になる。したがって、スポーツ・フォー・オール政策として国民のスポーツ参加をどれだけ保障するかどうかは、「資本主義的支配・差別」の克服の度合いを最も典型的に示すものである⁴⁾。ここでは日本のスポーツ政策の一端を見てみよう。

3.2 日本の実態

日本の国民参加のスポーツ政策は実質的に、文部大臣の諮問機関であった保健体育審議会答申「体育スポーツの普及振興に関する基本方策について」（1972）から始まったといえよう。高度経済成長を経験して生活習慣病対策が必須となり、そして1964年の東京オリンピック以降の国民のスポーツ要求の向上の中で、国家としての明確なスポーツ政策が求められた。既に1960年代に西欧福祉国家で普及し始めたスポーツ・フォー・オール政策から学んで、日本のスポーツ政策もそれに接近しようと意図した。答申の中心は、人口比でのスポーツ施設必要数の算定である。審議会は議論の過程で政策の基礎資料が何もないことから、1969年に当時の文部省では初めての全国スポーツ施設実態調査を行った。それを基礎に、人口比での必要施設数の算定基準を提起した（図表1参照）⁵⁾。

例えば「運動広場」の場合 10,000 m² (100 m×100 m) の広さのグラウンドを1万人以下では1カ所、3万人以下では2カ所、5万人以下では3カ所、10万人以下では6カ所である。

従って人口が30万都市であるならば運動広場は単純計算でその3倍の18カ所必要となる。コート、体育館、柔剣道場、プールも同じように算定される。この算定基礎の「人口の20%が週1回」スポーツに参加するという基準自体も西欧に比べ、あるいは当時の日本の実情から見ても控えめすぎる数値であった。

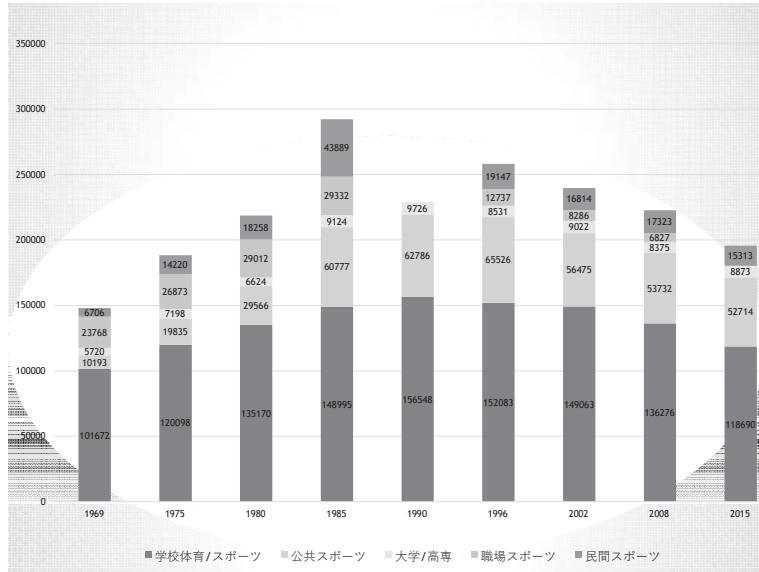
以上の設置数基準がどれだけ低いものであるかは参考とした西欧諸国のそれと比べてみれば一目瞭然である。例えばドイツのゴールデンプラン（1960～1975）では人口1～1.5万人に約40,000～60,000 m² の競技場3～4面、小競技場6～9面を提起した。イングランドでは人口6万人に対してサッカー場22面、テニスコート30面（その他は省略）を提起していた。

さらに、日本の施設数の推移は図表2に見るように、最初の調査（1969）の15万施設から1985年段階の約30万までは漸増した。しかし1985年の数値も1972年の控えめな提起の50%未満の建設率である。それがその後現在に至るまで減少の一途を辿っていることは、日本のスポーツ施設が国民のスポーツ参加にとって危機

図表1 日常生活圏における体育・スポーツ施設の整備基準

施設		人口規模			
		1万人	3万人	5万人	10万人
屋外運動場	運動広場	面積 10,000 m ² の運動広場 1カ所	面積 10,000 m ² の運動広場 2カ所	面積 10,000 m ² の運動広場 3カ所	面積 10,000 m ² の運動広場 6カ所
	コート	面積 1,560 m ² のコート 2カ所	面積 2,200 m ² のコート 4カ所	面積 2,200 m ² のコート 6カ所	面積 2,840 m ² のコート 10カ所
屋内運動場	体育館	床面積 720 m ² の体育館 1カ所	床面積 720 m ² の体育館 2カ所	床面積 720 m ² の体育館 3カ所	床面積 720 m ² の体育館 5カ所
	柔剣道場	床面積 200 m ² の柔剣道場 1カ所	床面積 300 m ² の柔剣道場 1カ所	床面積 300 m ² の柔剣道場 1カ所	床面積 400 m ² の柔剣道場 1カ所
プール		水面積 400 m ² のプール 1カ所	水面積 400 m ² のプール 2カ所	水面積 400 m ² のプール 3カ所	水面積 400 m ² のプール 6カ所

出典：保健体育審議会答申「体育スポーツの普及振興に関する基本方策について」（1972）



出典：文部科学省「体育・スポーツ施設現況調査結果の概要」（2018年10月21日検索）

図表2 日本の体育・スポーツ施設数

的な水準にあることが分かる⁶⁾。

1989年答申はそうした建設基準値を廃棄し、さらに、施設建設は地方自治体の責任に転嫁し、国民のスポーツ参加策も地方自治体に押しつけ始めた。もちろんこれは保健体育審議会の意向というよりも当時政府が採用を始めていた新自由主義的な施策の反映であった。とはいえ、地方自治体も財政難の中、あるいは政府から「箱物建設」中止の指導によって施設の新設をせず、建て替えも行わないので施設数が減少してきた。近年では毎年1,000施設が減少している勘定になる。恐るべき事態である。

この施設数の推移は日本のスポーツ施策の総体を象徴的に示している。日本の福祉政策として国民のスポーツ権を保障していない事を如実に示している。これは女性も含む国民が「資本主義的支配・差別」を受けている具体的な事例である⁷⁾。

4. 女性スポーツにとって1970年代とはいかなる時代なのか

4.1 諸権利運動の高揚

1970年代は女性スポーツ（特に女性のスポーツへの参加）とそのための社会条件が大きく進展した。1950年代後半からの高度経済成長の進展によって、西欧、北欧の福祉国家での福祉が大きく進展した。1973年以降のオイルショックによる経済危機の中でも北欧の福祉国家は着実に前進した。

1960年代はアフリカを中心とする旧植民地が多く独立し、世界の諸権利運動へも大きなインパクトを与えた。1960年代後半には世界の学生パワーが各国で自由を求めて高揚した。1970年代に入ると1960年代の蓄積を基盤に多くの分野での国民の権利運動が高揚した。アメリカでは1972年に改正教育法として“Title IX”が制定され、学校での男女平等化が進められた。特に部活動における男性中心の政策、予算執行が女性にも対等に支給されるようになり、

その後の女子生徒のスポーツ参加が急速に進展した。同年、ニューヨークマラソンで6人の女性選手が男性と一緒にスタートラインに立った。1974年にはリトルリーグが女性の野球、ソフトボールを承認した。さらに多くの種目で初めて女性の参加が実現した。1977年にはインディアナポリス500カーレースに女性が参加し、NCAAでは1991年に女性が会長に、また2003年には男性ゴルフツアーに女性が参戦した⁸⁾。それらを背景に、アメリカにおける女性スポーツ研究が第2次フェミニズム運動と連動しながら推進され始め、それはヨーロッパをはじめ先進諸国の女性スポーツ研究を刺激した。

女性の権利から見れば、国連は1975年を「国際婦人年」と定め、第一回世界女性会議をメキシコシティで開催し、133カ国から3,000人が参加した。「平等・発展・平和」がテーマであり、国連でも女性差別、男女平等問題が独自の課題として議論され始めた。

4.2 スポーツ・フォー・オールと女性スポーツ

1960年代に西欧で始まった「スポーツ・フォー・オール」政策の普及は女性のスポーツ参加を促進した。1976年の欧州審議会（Council of Europe）での「ヨーロッパスポーツ・フォー・オール憲章」の採択は加盟国でのスポーツ・フォー・オール政策を促進した。スポーツを享受することは全ての人の権利であり、そのための条件整備は国の義務であると規定した。1978年にはそれをユネスコ「体育スポーツ国際憲章」が継承した。こうして人々のスポーツ権は国際標準となった。しかし、それらの憲章の中に女性のスポーツ参加を規定する表現はなかった。先述のように1975年は国連が国際婦人年と定めたが、未だスポーツ分野では女性の権利を強く主張する情勢ではなかったのである。

福祉国家での福祉の充実、スポーツ・

フォー・オール政策によって、「資本主義的支配・差別」と「家父長制的支配・差別」が大きく克服された。もちろん当時の福祉国家は「男性稼ぎ主型」を典型とする家庭像をモデルとしていたから、フェミニストからは批判された。その後、福祉国家諸国ではそうした男性中心社会を改善し、より男女平等化を推進している。特に高度経済成長が女性の労働力を強く必要としたから、女性の社会化も大きく進展した。「スポーツ・フォー・オール」政策は、社会民主主義や人権の原理から生まれたものであり、スポーツにおける非差別、非エリートイズム、大衆参加を含むものである。年齢差、階級差、民族差、ジェンダー差に関わらず、健常者、障害者、そして能力や意欲に関わらず、参加機会の平等という意味である⁹⁾。その後IOCもオリンピック憲章の「オリンピック根本原則」第4条で同じくスポーツを権利として承認し、世界中でスポーツの普及に努めている。それはユネスコのみならず国連も1979年の「女性差別撤廃条約」以降スポーツでの女性差別を否定し、2000年のミレニアム宣言でもスポーツの権利を承認して、社会発展施策の一環として、スポーツを普及している。

4.3 男女平等への運動

スポーツ・フォー・オール政策とは全ての国民のスポーツ参加を権利として承認し、それを国家が積極的に推進した初めての政策であり、人類史的な転換点である。これによってアマチュアリズムは後退した。こうした国民のスポーツ要求を基盤にプロ・スポーツも進展した。1960年代になるとテレビの普及とスポーツの普及が併行した。と同時に多くのスポーツでプロが容認され始めていた。アマチュアリズムの権化と言われたIOCアベリー・ブランデージ会長（1952～1972）の時代背景とアントニオ・サマランチ会長（1980～2001）のそれとは根本的

に異なっていた。サマランチ会長は「オリンピックは世界最高水準の競技会でなければならない」と述べてプロ参加を容認した。これは、オリンピックの直接的運営を行う殆どの競技連盟が既にプロを容認し、「プロは卑しい」というアマチュアリズムからの批判は既に時代錯誤化していた。また、競技水準でプロより劣るアマチュア大会を維持していればオリンピックの人氣が急速に低下することは目に見えていたからである。とはいえ、オリンピックでは未だに勝者に賞金を授与していない。

一方で多くの国際的スポーツーナメントでは男女の賞金格差が問題となり始めていた。これには女性競技者からの強い抗議と同等な権利への闘いがあった。長期にわたり女子テニス界の頂点に留まり、数々の輝かしい成果を残し、また女性選手の権利高揚に貢献したビリー・ジーン・キング夫人（アメリカ）を挙げなければならない。テニス界も1968年にオープン化を採用したが、それと同時にキング夫人もプロ選手となった。しかし当時の女子の賞金は男子の1/8であり、女性選手からの不満が募っており、キング夫人たちもテニス協会に是正を申し入れていた。1973年には往年の男子選手であるボビー・リッグス（55歳）がキング夫人（30歳）に「男女同権運動を代表するビリー・ジーン・キングと試合をしたい」を挑戦状を突きつけた。男女同権に疑問を呈するリッグスはその年の5月に「テニス界で有名な母親」として知られたマーガレット・コート夫人と対戦し、6-2、6-1で勝利を収め、自信を深めていた。そして「生意気なキング夫人をも打倒し、黙らせよう」と意気込んだ。2人の男女対抗試合は「性別間の戦い The battle of the sexes」として3万人の観衆を集め、またテレビ中継も行われた。キング夫人は6-4、6-4、6-3でストレート勝利を収めた。これによって女子テニスの人氣は高揚し、「女子テニス協会」も軌道に乗り始めた。テニ

ス界ではUSオープンが1973年に初めて賞金を男女同一にし、他の3大大会（全豪オープンは2001年に、全仏オープンと全英オープン・ウィンブルドンは2007年に）も遅ればせながら続いた¹⁰⁾。当時、キング夫人や男女同権論者へのバッシングも強かったが、第2次フェミニズムの動向に支えられて、スポーツ界での女性の権利も大きく進展した。尚、キング夫人は1989年にはその輝かしい戦績によって国際テニス殿堂に登録された。そして自らも同性愛者である事を表明し、同性愛者の権利向上への貢献に対し、2008年には大統領自由勲章を授与された。

なお、“Title IX”以降、高校、大学共に女性の参加数、参加種目も大きく拡大したが、この恩恵は白人女性に比べて有色女性に少なかった¹¹⁾との指摘もあり、単に男女間の問題だけでなく、人種間の差別も内包されている。

5. 女性スポーツ研究の動向

女性スポーツを扱った歴史研究、社会研究も若干あるが、それがジェンダー論として、女性差別解放を意識して研究されたのは第2次フェミニズムの1970年代以降である。

5.1 国際的動向

ここで述べる国際とは、日本に紹介されている代表的な事例である。この点ではこの分野の国際的研究動向のより詳細な把握が必要である。

スポーツのジェンダー研究に早期から参加してきたイギリスのジェニファー・ハーグリーブズは、スポーツのジェンダー研究には3つの接近方法があると指摘する。第1はスポーツが何の問題も無いように扱うことによって女性を無視する立場である。社会を単一のものとして描き、スポーツを人類一般の経験として女性差別の歴史を無視する。スポーツが長い間男性の所有物であった歴史とイデオロギーがそうさせるのであるが、現状では最も多い。第2は第2次

フェミニズムの影響を多少反映して、女性スポーツ、ジェンダーに少しスペースを割いているが、観点は男性中心主義を脱していない。そして第3は女性スポーツの独自性を承認し、女性を主権者として設定した研究である。とはいえ、男性と女性の生物的差異に焦点化したものが多く、男女間の権力関係には焦点化しきれておらず、まだまだ課題は多い¹²⁾。これは既に4半世紀前の指摘であるが、大勢としては現在も変わってはいない。

その第3の研究動向も1970年代の北米を中心に出發した。特に女性差別に厳しく対処した教育法“Title IX”(1972)以降アメリカでの女性差別撤廃、ジェンダー研究は活発化した。1960年代のアフリカ植民地の独立とアパルトヘイト反対などの人種差別反対運動の高揚、アメリカの黒人を中心とする公民権運動、ベトナム侵略反対運動、民族解放運動、女性の権利運動、そして福祉国家における福祉の一層の発展と女性の権利の向上などとリンクしながら、そして社会学においてはカルチュラル・スタディーズなどによるマイナー文化への注目などに支えられて、それまで無視されてきた女性スポーツがフェミニズムとして、主に家父長制的支配・差別の関連を中心としながら問われ、西欧や日本にも普及した。

もちろんこの時期、他の差別されてきた人々の諸権利獲得の諸運動も高揚した。例えば、障害者の権利運動とそのスポーツ参加について国連での動きを触れておくと、戦後の「世界人権宣言」(1948)、「身体障害者の社会リハビリテーション決議」(1950)が採択されたが大きな運動にはならなかった。しかし1970年代に入り、「知的障害者権利宣言」(1971)、「障害者権利宣言」(1975)等が採択され、障害者の権利が他の社会的な諸権利と共に大きく取り上げられ始めたのである。そして1981年は「完全参加と平等」をテーマに国際障害者年が制定された。

1948年のオリンピック・ロンドン大会の開会式と同じ日に、ロンドン郊外のストークマンデビル病院において脊髄損傷を負った傷痍軍人たちの車いすアーチェリー大会が行われた。これはその後1960年の第1回パラリンピック・ローマ大会へと連なっている。こうして、この障害者スポーツもまた、イギリスを中心とする福祉国家における障害者の権利向上の一環として実現し、発展したものである。

5.2 女性スポーツのイデオロギー

スポーツフェミニズムは大別して3つのグループに分けられる。リベラルフェミニズム(自由主義: Liberal feminism)、セパレイティズム(男女分離主義: Separatism)そしてマルクス主義フェミニズム(マルクス主義: Marxist feminism)である¹³⁾。

5.2.1 リベラルフェミニズム

リベラルフェミニズムは女性の被差別と男性との平等性を指摘して、伝統的には男性領域とされる諸活動への接近を迫った。各国で、そして国際的にはオリンピックや各種スポーツ連盟における女性の進出を獲得した。第1次フェミニズム期の1860年代から1970年代までには多くの成果を上げた。しかしこれは男性の既得権益への脅威となり、彼らの感情的反発を買うことになった。だが、リベラルフェミニズムは女性差別のより深い原因探求、現実の階級的構造への批判には踏み込まなかった。それはただ男性との機会平等を求めるのみで本質的にプラグマチックである。したがって次のような弱点を露見した。

- ・質より量の参加を強調する。
- ・メインストリームスポーツの価値を受け入れ、より広範な社会一般に存在する経済的、イデオロギー的、政治的な問題点と関わることがない。
- ・女性一般の参加が強調されるが、女性の多

様性、例えば階級、年齢、民族、宗教他の差別の固有性を見ようとしなさい。

こうしてリベラルフェミニズムは当初の成果にもかかわらず、資本主義という特別な文脈でのスポーツにおける男性権力については検討しないという制約を露呈した。とはいえ、この立場は今なお、積極性には欠けるが、素朴で善意的に女性差別解消を願う人々からの支持を得ている。この人たちの中には、女性差別には反対だが、そんなに激しく運動しなくても自然に解消されるのではないかと、言うような意見が一般的である。もちろんここには女性差別解消におけるフェミニストたちの苦難の歴史は認識されていない。

5.2.2 セパレイティズム

次いでセパレイティズム（分離主義）である。男女の生物学的、心理学的な思考の差異を前提とする。男性優位を根拠づけた男性精神の攻撃性、体力の優位性に対応するスポーツと、女性の柔和性、優美性に対応するスポーツの割り当てを主張する。この立場はジェンダーの社会性よりも、生物学的理由を根拠にする傾向がある。女性の体力、健康を社会的、国家的にも必須とし始めた20世紀への転換期辺りから存在してきたが、未だに根強いものである。そしてジェンダー平等に反感を持つ男性の多くは、女性を抑圧している経済的、政治的、社会的な視点には無頓着ないしは無視すると同時に、この分離主義に依拠して性別役割分担を主張し、固定化しようとする。この多くは家父長制的家族観やそこでの男女観に拘束され、女性劣性観を伴っている。また、同様なセパレイティズムをとるラディカル・フェミニズムがある。この場合、生物学的な男女差は問題ではなく、すべてが社会的な慣習によって決定されると考える。そして人類史は男性によって支配されてきたので、男性を女性の敵として措定する。ここには資本主義での資本や国家による支配・差別への視点はな

く、歴史は全て男性と女性の対立の歴史として描かれる¹⁴⁾。

5.2.3 マルクス主義フェミニズム

そして、最後はマルクス主義フェミニズムである。この場合ネオ・マルクス主義、正統マルクス主義他多くの立場が混在しているが、共通していることは女性差別の根源を「資本主義と家父長制」に求めることである。既に1985年段階でアン・ホール (M. Ann Hall) はこの関連性をスポーツ研究の中でどのように展開するかを指摘したが、具体化はしなかった¹⁵⁾。社会学に於ける資本主義と家父長制の関連の議論が沸騰していて複雑化している。そうした中で、もちろん女性スポーツ差別も資本主義的支配・差別と家父長制的支配・差別の両者に関わっているが、もし女性スポーツ研究がそこに加わるとすれば、第1に資本主義と家父長制の関連の検討つまり社会学一般のレベルでの論叢が問われることになる。そして第2にそれらと女性スポーツとの関連が問われなければならない。特に前者が激論の渦中にあり、例えば家父長制自体も概念的に未確定な中で、後者との関連を追求することはより大きな困難が伴う。こうしたことから、この時点で、上記の課題は重大なものとして指摘されたが、その後他の人によっても継承されないままとなっている。

そもそもその両者のとらえ方で立場が分かれる。資本主義を家父長制より基底的なものと捉えるか、家父長制をより基底的なものと捉えるかの2つの立場に意見は分かれる。とはいえ女性スポーツ差別の根源を探究するうえで、このジェンダー研究の中心的課題を避けては通れない。

ここで、近年ジェンダー問題とオリンピック研究において活発に発言しているヘレン・ジェファーソン・レンスキー（カナダ、トロント大学）の場合を見ておきたい。氏はこれまでIOCないしオリンピックを、オリンピック理

念を忘れて、既に「オリンピック産業 (Olympic Industry)」化しており、金儲けに走っていると批判してきた¹⁶⁾。そして女性も金儲けに利用されていると述べる。これらの主張の中にはオリンピック開催地での貧困住民の不利益など、個々には妥当な指摘も多い。しかし、運動主体としての IOC・オリンピックとそれを経済的に支えつつ利用して儲ける多国籍企業、そしてオリンピックを招致、開催する都市・国のそれぞれの政治的、経済的意図を一緒くたにして「オリンピック産業」とする方法論は、オリンピック運動の内実を分析的に見ておらず、全面否定になりかねない弱点を有する。いわばマルクス主義の中に分類されるネオ・マルクス主義の長所と弱点を明確に示したものである¹⁷⁾。

2010年冬季オリンピック・バンクーバー大会におけるリベラルフェミニストたちは男女の種目の平等開催を主張したが、そもそもオリンピック開催の過程で、施設建設に伴う先住者や路上生活者の排除、開催地での住宅費の高騰による貧困者の排斥、会場近辺の集会禁止などの言論の封殺、開催地での売春問題など、そしてその多くは女性を被害者として内包しているが、これらの女性差別に対して何も触れない。それらに対応してきたのラディカルフェミニスト、社会主義フェミニスト (マルクス主義フェミニスト) たちである¹⁸⁾。レンスキーはオリンピックにおける女性差別を踏まえながら、さらに現代における LGBT (Lesbian, Gay, Bisexual, Transgender) への差別の実態を暴いている。またレンスキーはこの他、ゲイゲームズや各地の女性運動の動向を紹介している。この点での先進性はあるが、女性差別克服、女性スポーツ差別の克服の根本的課題である「資本主義と家父長制」については直接的には検討していない。

5.3 日本

1999年の男女共同参画社会基本法の制定以降、

各地で「ジェンダーフリー」への試みが為される一方で、それを恐れる保守派グループからのバッシング、バックラッシュが起きている。いくつかの自治体では、保守派の圧力によってその名の付いた集会には施設を貸さないなどの事態も生じている。

ところで、これまで筆者の把握しているスポーツとジェンダーに関する日本語の出版物 (主に書籍に限定) は以下の様になる。

- ・江刺正吾『女性スポーツの社会学』不昧堂出版, 1992
- ・伊藤公雄「スポーツとジェンダー」『スポーツ文化を学ぶ』井上, 亀山編, 世界思想社, 1999
- ・井谷, 田原, 来田編『目でみる女性スポーツ白書』大修館書店, 2001
- ・アン・ホール (飯田/吉川監訳)『フェミニズム・スポーツ・身体』世界思想社, 2001 (原典, 1996)
- ・鈴木, 山本編『スポーツ/メディア/ジェンダー』道和書院, 2001
- ・日本スポーツとジェンダー学会年報『スポーツとジェンダー研究』Vol. 1 (2003年3月)~
- ・飯田, 井谷編『スポーツ・ジェンダー学への招待』明石書店, 2004
- ・高橋他『ブルマーの社会史』青弓社, 2005
- ・谷口雅子『スポーツする身体とジェンダー』青弓社, 2007
- ・日本スポーツとジェンダー学会編『スポーツ・ジェンダー データブック 2010』
- ・日本スポーツとジェンダー学会編『データでみる スポーツとジェンダー』八千代出版, 2016
- ・飯田, 熊安, 来田編『よくわかる スポーツとジェンダー』ミネルヴァ書房, 2018

江刺正吾 (1992) は『女性スポーツの社会学』

の中で、女性スポーツにおける制約について、次のように纏めている。(pp. 196-197) スポーツの持つ遊戯性・競争性・激しい身体活動という特性と、女性に対して描かれる「女らしさ」との関連を検討したが、それを纏めると次のようになる。

- ・スポーツが持つ遊戯性（特に、活動の自由性・非日常性・消費性）は、女性に期待されている従順性・自己犠牲性などと両立しがたいものである。
- ・スポーツが持つ競争性は、社会的序列を守るように求められた女性にとって、その序列を乱す可能性を持つが故に、彼女らのスポーツ参与を抑制する。
- ・スポーツが持つ激しい身体活動性は、身体的母性機能への悪影響という神話が存在する限り、女性のスポーツ参与にはマイナスに作用する。
- ・女性のスポーツ参与にある意味で対立する上記の「女らしさ」の内容は、戦前の日本では特に顕著であったが、現代では是正の方向にある。
- ・この「女らしさ」のイメージは、文化を異にするアメリカにおいてもかなり似た形で存在し、現代アメリカにおいてさえ、女性のスポーツ参与の一つの障害になっている。

以上は当時の女性スポーツの実態を要領よく纏めた初期の力作である。そこには戦前の旧態とする女性観が未だに根強く残存している。もっとも本研究は実情把握が主テーマであり、ジェンダー論からまとめたものではなく、今後の改善策についての展開は無い。

また伊藤公雄（1999）は男性文化の社会学者として女性スポーツに言及しており、「男性による男性のための」近代スポーツに、女性スポーツの提起はある種の根本的な変化を生み出そうとしているように見えると指摘した。その変化とは何か。

そしてスポーツとジェンダー研究の転換点は「日本スポーツとジェンダー学会」の設立（2002）である。「スポーツ界には性による差別が強く残り、とりわけ、女性にとって不平等、不公平が多く見られ」るなかで、「スポーツにおける男女平等・公平の達成」「ジェンダー・フリーなスポーツ文化の構築」（学会設立趣意書）を目標に結成された。

その過程で出版された『目でみる女性スポーツ白書』（2001）は、スポーツでの女性差別をいろいろな視点から視覚化した画期的な出版である。そしてその理論化は『スポーツ・ジェンダー学への招待』（2004）である。いわば学会の総力を挙げた入門編であり、その新鮮度は今なお失われてはいない。筆者にとっても、この分野への大きな羅針盤であった。

その骨子は、今後のスポーツとジェンダー研究の領域を提起しており、興味深い。

序章 スポーツ・ジェンダー学のプロローグ

第1章 ジェンダーシンボルとしてのスポーツの登場-歴史

第2章 ジェンダーを増幅するスポーツ-文化

第3章 スポーツする身体とジェンダー-身体

第4章 ジェンダーを生産する体育・スポーツ-教育

第5章 ジェンダー再構築への挑戦-ムーブメント

第6章 オルタナティブなスポーツ文化の創造-可能性

これらの研究の理論基盤の1つとして、アン・ホールの『フェミニズム・スポーツ・身体』（2001, 原典1996）の意義は大きいであろう。氏はラディカルフェミニズムの立場に立っているが、カナダでの経験を述べている。ラディカルなフェミニズム理論をスポーツ現場に持ち込めば、たちまち排除されてしまう現実や、それ

に規定されて理論研究と実践が乖離してしまっており、より実践的な政策が作り出せていない。またジェンダー研究者一般がスポーツ問題を余り重視しない現実がある。(p. 209) この研究と現実との乖離はカナダでも同様であるが、その乖離を埋めるべく、ホールは以下の3点を指摘した。

- ・変革への圧力－ロビーイング
- ・不平等に対する法的挑戦－分離派对統合派の議論
- ・女性スポーツの支援－カナダ女性スポーツ振興協会 (CAAWS) の試み

カナダの実態も日本のそれとは本質的に異なっており、ラディカルな理論を持ち込めば前述のように孤立させられ(干さ)れかねない。

『ブルマーの社会史』(2005)は、近代化の過程での女性の服装とスポーツ普及が結合した「ブルマー」をテーマにしたものである。ブルマーを通じて女性の諸権利獲得と抑圧の歴史が描かれており、ブルマーは女性スポーツ史を語る上で典型的な素材である。明治の文明開化は良妻賢母教育として女子教育を普及させた。女性の体力、健康の育成も時代的要請となったからである。こうした要請に支えられながら、スポーツは着実に女子学生にも普及した。より機能的なブルマーが導入され、スポーツの普及と共にブルマーも普及した。その後1980年代まで、ブルマーは女子体育のユニフォームとして定着し、女子体育の代名詞ともなった。

しかし、1990年に入るとブルセラなどセックス産業の対象となり、女子生徒や親からの強い反対もあり着用は急速に減少した。1993年に発足したJ-リーグサッカー選手の短パンが男女共に流行することによって¹⁹⁾、さらにはNBAの選手のただだば短パンの普及によってブルマーはそれらに代わっていった。

『スポーツする身体とジェンダー』(2007)はスポーツとジェンダー問題に格闘する最初とも

いべき単著本である。スポーツとジェンダーの関係を歴史的に検討したうえで、現在の研究と実践が問われている課題を提起している。実践的には女性のスポーツ参加が男性のそれに近づきつつある中で、「目に見えない、あるいは意識的に上っていないような男女の区別やスポーツ＝男らしさという価値観の撤廃を訴えている。ところがその一方で、『では、スポーツ界はどうなれば良いのですか?』という問いへの回答が見つからない」状況に陥っていると指摘している。(p. 141)

「男性と女性の人間としての平等性を主張して男並みの平等を求める志向性(『同質性の強調』)と、男性と女性の異質性を強調することによって両性の平等を主張する志向性(『異質性の強調』)という一見対照的に見えるこの二つの可能性は、実は同じコインの表裏である」(pp. 154-155)と指摘しながら、今後の方向性を模索している。

実はこの課題は40年近く前の1981年段階で既にアメリカでも提起されていた。つまり、スポーツを資本主義の延命策であると批判するネオ・マルクス主義者と、スポーツの男性性を批判し、競走性を強調しない女性スポーツを提唱する当時のスポーツ・フェミニストたちの論文は、共に対案が見えないと批判されていた²⁰⁾。

2002年に設立された「日本スポーツとジェンダー学会」の機関誌(年報)として発行された『スポーツとジェンダー研究』(Vol. 1, 2003.3-)が、この約15年間はほぼ唯一、研究の進展を報告し、確かな役割を果たしている。ここには毎回の学会大会のシンポジウムなどの内容と原著論文が掲載され、学会としての関心や研究の動向が把握できる。

そして『よくわかる スポーツとジェンダー』(2018)は日本スポーツとジェンダー学会に集う研究者が中心となって編集された、最新の入門書である。11領域約100項目にわたる編集は、

まさに学会として総力を傾けたものであり、蓄積が感じられる。

また、日本スポーツとジェンダー学会が中心となって編集した資料集は『目でみる女性スポーツ白書』（2001）、『スポーツ・ジェンダーデータブック 2010』そして『データでみるスポーツとジェンダー』（2016）と継続され、新たな情報を加えながら更新されている。

以上、国際、国内のスポーツとジェンダー研究を概観した。しかし、1970年代以降のジェンダー論の中心課題である「資本主義と家父長制」との関わりを問う論文は管見するところ皆無である。この理由として、冒頭にも触れたが、男性中心主義的で保守的なスポーツ界、関連学界において家父長制的支配・差別の議論はもちろんのこと、資本主義的支配・差別などと述べようものなら、弾き飛ばされる傾向にあった、そして現在もその傾向は存在する。さらに、女性スポーツにおける資本主義的支配・差別の内実の究明も困難だったからである。これは単に日本だけでなく、アン・ホールの主張にもあったようにカナダでも、そしてジェニファー・ハーグリーブズのイギリスでも同様である。つまり資本主義諸国で問われている根源的な課題なのである。

6. 女性スポーツ運動

次いで、国際女性スポーツ運動について概観する。まず、福祉国家や先進諸国での女性の権利運動の前進、女性差別撤廃の運動の高まりを反映して、国連は1975年を国際女性年と定め、女性の権利実現へ向け世界へアピールした。女性差別問題が独自課題として国際的に議論されるようになったことを意味する。

1975年には欧州審議会が「ヨーロッパスポーツ・フォー・オール憲章」を出して、その第1条に「スポーツの享受はすべての人の権利であ

る」と述べ、スポーツ権の承認とそれを具体化するために国の条件整備の義務を規定した。それを受けてユネスコは1978年に「体育スポーツ国際憲章」を採択し、第1条でスポーツは全ての人の基本的権利であると規定した。しかし、この時期国連での女性の権利問題が大きく議論されていたにもかかわらず、欧州審議会とユネスコの憲章では、女性の権利擁護の規定はなかった。この時期、フェミニズム運動の中で、女性スポーツの位置は未だ高くなかったのである。

1979年12月18日に国連第34回総会は「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」（女性差別撤廃条約）を採択した。6部30条からなるこの条約は、世界人権宣言を踏まえ、食糧、健康、教育、雇用のための訓練及び機会、さらに政治的、社会的、経済的、市民的及び文化的権利の享有において女性が差別されている実態を確認した。それは基本的人権の蹂躪であり、すべての国で男女平等を追求することを目指した。

そしてこの「女性差別撤廃条約」では第3部第10条（g）で「スポーツ及び体育に積極的に参加する同一の機会」と規定した。つまり、78年のユネスコの憲章で基本的権利と規定されたスポーツが現実には女性には手薄になりがちであったものを、79年のこの撤廃条約でしっかりと擁護した。

その後、この両者を継承しながら、世界の女性スポーツ関連の会議が持たれるようになった。もちろんこれらの会議と協応して各国内における多様な会議と運動が展開された。

6.1 世界女性スポーツ会議

1950年代以降、若干の国際的女性スポーツ団体が結成されたが、先進国の白人、中産階級中心としての批判もあった。女性スポーツが未だ開発途上国に普及していない状況の中で、不可避な面もあったのであろう。しかし、1970年代

以降の第2次フェミニズムの中で、それを克服する意識も高まってきた。

女性差別撤廃条約から15年後になったが、この間先進諸国での女性スポーツと女性スポーツ研究の進展があった。それらの動向を反映して1994年には第1回世界女性スポーツ会議（ブライトン；イギリス）が開催され、「ブライトン宣言」を採択した。これは「国際女性スポーツワーキンググループ（International Working Group on Women and Sport: IWG）」（政府組織とNGOから構成されている）によって組織された。「ブライトン宣言」はその後の世界の女性スポーツ運動の発展を大きく規定したものである。

この世界女性スポーツ会議はその後4年毎に開催されている。その一方でIOCは1994年に「女性スポーツ委員会」を設立し、女性問題を恒常的かつ本格的に検討する場を設けた。そして1996年に第1回IOC世界女性スポーツ会議（ローザンヌ；スイス）を開催し、こちらも4年毎に開催している。したがって両者は交代に2年毎に開催されている。

- ・1994 ◎第1回IWG世界女性スポーツ会議（ブライトン；イギリス）「ブライトン宣言」
- ・1996 ◇第1回IOC世界女性スポーツ会議（ローザンヌ；スイス）
- ・1998 ◎第2回（ウィンドフォーク；ナミビア）
- ・2000 ◇第2回（パリ；フランス）「決議」
- ・2002 ◎第3回（モントリオール；カナダ）
- ・2004 ◇第3回（マラケシ；モロッコ）
- ・2006 ◎第4回（熊本；日本）
- ・2008 ◇第4回（死海；ヨルダン）
- ・2010 ◎第5回（シドニー；オーストラリア）
- ・2012 ◇第5回（ロサンゼルス；アメリカ）

- ・2014 ◎第6回（ヘルシンキ；フィンランド）「ブライトン＋ヘルシンキ宣言」
- ・2016 ◇第6回（未定？）
- ・2018 ◎第7回（ハポローネ；ボツワナ）

6.2 ブライトン宣言

ここでブライトン宣言について簡単に触れておこう。この宣言の目的は、スポーツのあらゆる場面において、女性が最大限に関わることを可能にし、それを尊重し、スポーツ文化を発展させることである。平等、発展、平和のために、以下の事項を含む政策、組織そしてメカニズムによって達成する。

- ・すべての女性が、個人の権利や威厳を保護し敬意を表されるように、安全で支援された環境でスポーツに参加できる機会を保障すること。
- ・すべてのレベルで、すべての職務や役割で、女性のスポーツへの参加を増やすこと。
- ・スポーツの発展に寄与する女性の知識、経験そして価値を重んじること。
- ・スポーツの本質的な価値とスポーツの持つ個人の成長や健康的なライフスタイルに対する貢献について、女性の認識度を高めること。

こうした意図を実現すべく宣言は以下の骨子で発せられた。

- 1) 社会とスポーツにおける公正と平等の実現
- 2) 施設設備の保障
- 3) 学校とジュニア・スポーツの普及
- 4) スポーツ参加の促進
- 5) 高度なパフォーマンスの追求
- 6) スポーツにおけるリーダーシップの育成
- 7) 教育、トレーニングと能力開発の支援
- 8) スポーツ情報と研究の促進
- 9) 資源の確保

10) 国内及び国際協力の推進

以上の骨子で先進国、開発途上国の両者における女性のスポーツ参加、女性の権利拡大の諸施策を推進することを世界全体で初めて謳い上げた。ここには女性が「スポーツへ接近する上での社会的条件」の改善、平等化と「スポーツ内での男女の不平等の克服」が目指されている。特に前者においては、一般的には後進的な経済水準の国や社会では、女性の社会的地位は相対的に低く、日常生活で女性の身体に掛かる負担はかなり大きいものがある。しかも女性特に母親の健康は幼児やその家庭の健康にも大きな影響を与える。その改善の前提としてそうした経済発展が必須である事を認識しつつも、限定された現状の中で、女性の地位を一步步改善しようとしている。

6.3 IOC 世界女性スポーツ会議

その2年後の1996年、第1回IOC世界女性スポーツ会議が開催されたが、特に2000年の第2回のパリ会議の決議について簡単に触れておきたい。この決議はオリンピック／ムーブメントの理念に則り、世界平和に女性スポーツの改善を通して接近しようとするものである。特に、近年のオリンピックでの女性の参加は増加しつつあるが、意思決定機関への参加は未だに少数である。2000年末までにオリンピックファミリー組織（IOC, NOCs, IFs）の女性役員を少なくとも10%へ、2005年までに20%へ増員すること、また開発途上国でのスポーツにおける男女平等は特別な配慮が必要であること、等々を議論した。

IWG と IOC のそれぞれの国際女性スポーツ会議はそれ以降、宣言、決議の進捗状況の確認と実践上、理論上の課題の確認を行っている。こうした国際レベルでのスポーツ権思想の普及、女性スポーツ参加における差別の撤廃は理念としては重要である。しかし現実にはスポーツの

普及に必要な余暇の拡大（可処分時間、可処分所得の拡大）、公共によるスポーツ施設・設備の提供など、広義の福祉の普及を前提とする。したがってそれらが未熟な開発途上国でのスポーツ・フォー・オールは現実の物的基盤を持たない困難さがある。そうした中でも困難さを克服しつつ女性スポーツを実現しようとする試みもあり、これらの会議や宣言はそれらを支援しようとするものである。

6.4 欧州議会「女性とスポーツに関する報告書」（2002）

ヨーロッパ全体のスポーツは欧州審議会（Council of Europe: CE、主に文化政策中心で財政基盤は強くない）における1966年の「スポーツ・フォー・オール政策」の採択と、その加盟各国での推進を求めた事に始まる。もちろんそれに遡りドイツでは既に福祉国家の一環としてのスポーツ政策「ゴールデンブラン」「第2の道」を1960年から推進しており、その効果を認知した欧州審議会が加盟国への普及を意図したものである。

一方、欧州連合（European Union: EU）が進展すると共に、EU内における経済の自由、労働移動の自由などが実施され、人々の往来が増した。これに伴って、EU圏の人々の意識としても各国人であると同時に「欧州人」であることが求められた。これを指摘したのが1985年のアドニノレポート「人民のヨーロッパ」である。これ以降、ヨーロッパの精神統合の一環としてのスポーツが認識され、先の欧州審議会の諸政策と併行してEU自体のスポーツ政策も推進されることになった²¹⁾。

この間、ヨーロッパにおける女性差別撤廃の動きは、国連と連動しながら推進されてきたし、国連をリードしてきた。そしてスポーツに関してみれば、個々の人権政策の一環に含められてきてはいたが、こうして女性スポーツ差別問題

を集中して取り上げたものは初めてである。その点では EU においても、女性スポーツ差別問題は女性差別一般の範疇の中に有りながら、一方で独自の対象として認識され始めた事を意味する。

とはいえ、EU 内においても女性スポーツの格差は大きい。例えばスウェーデンでは男女のスポーツ実施率は共に70%で同等であるが、イタリアでは男性の32%に比べて女性は15%と大きな差がある。また、諸国のスポーツ組織の多くは男性によって運営され、財源としても男女格差は大きい。そして経済的・社会的権利、トレーニングへのアクセス、メディア報道・露出などについても格差は大きい。

2003年3月21日、EUは新たな方針を提起した。EUは福祉国家を重要な構成員として抱えており、EUにおける女性スポーツ差別の克服に関する施策は、世界的な最先端を示すと同時に、今後の世界の進むべき方向性を示すものとなっている。構成は以下の様になっている。

- ・「女性とスポーツ」に関する問題に取り組む機構の発展：ここではEU内における女性スポーツへの対応の経緯を簡単に触れている。
- ・学校スポーツと余暇スポーツの発展：ヨーロッパの学校では他教科の比重が高まる中で体育が軽視される傾向にある。こうした中で、体育科と部活動の意義を重視した。そして地域スポーツについても地方自治体の予算措置、指導者養成などへの援助を強調した。また不安定な職業に従事している女性や労働・家庭・余暇の調整が困難な女性のために、スポーツへのアクセスを補助する方策を各国に要請している。
- ・トップスポーツにおける平等の権利の保障：女性のトップ選手の財政難は深刻である。国からの援助が少ない場合は尚更である。その場合、企業からの援助を期待した

い。また、メディアへの露出に関しても男女平等を期待し、特に女性性の強調（過度のセクシアピール）を求めないことを要請する。

- ・女性選手の健康保護：過度のトレーニングで女性の身体、心理、性と生殖に過剰な負担が掛からないようにする。またスポーツにおけるセクシュアル・ハラスメントの予防と処罰体制の整備も重要である。
- ・意思決定機関へのより多くの女性の参加：男性主導の強いスポーツ界において指導者の多くは未だに男性が中心を占めている。女性はより低いレベルの指導に追いやられており、改善が必要である。そして特にスポーツ組織の運営における女性役員の少なさは注視されなければならない。せめて女性会員数に比例する女性役員の存在が必要である。加盟国の中には意思決定の地位に男女平等を保障するために、法的に規定しているところもある²²⁾。

以上のように学校、地域、競技レベルでの女性の位置を述べ、EU内での女性スポーツの課題と処方提起した。

7. 女性スポーツ研究の課題

女性スポーツにおける資本主義的支配・差別と家父長制的支配・差別は、女性の労働力政策、福祉政策などに規定されており、単に家父長制的支配・差別のみを指摘したとしても、それは事実の一端を指摘するに過ぎない。とはいえ、その指摘が必要ないということではない。資本主義的支配・差別と家父長制的支配・差別はそれぞれ独自の課題を対象としながらも、同時過程を通して克服されるものである。この点から見れば、家父長制的支配・差別の研究も資本主義的支配・差別の視点と結合されなければならないし、逆も真なりである。

注

- 1) Jules Boykoff, *Celebration Capitalism and the Olympic Games*, Routledge, 2014
- 2) ナオミ・クライン『ショック・ドクトリン—惨事便乗型資本主義の正体を暴く—』2007, 翻訳: 岩波書店, 2011
- 3) アマチュアリズムの個人主義と近年の新自由主義的個人主義によってスポーツの個人主義的イデオロギーは根強い。確かにスポーツに参加するかどうかは個人の選択によるが、スポーツの前提には広大で、多大な費用を要するスポーツ施設、設備の建設などは個人で賄うことは不可能である。そこで古代社会以来国や自治体などの公共機関によって提供されてきた。その点でスポーツは極めて公共性の高い文化である。筆者は『スポーツの公共性と主体形成』(不味堂出版, 1989)以降、スポーツの公共性論を展開している。
- 4) ②の論文、さらに内海和雄『スポーツと人権・福祉—「スポーツ基本法」の処方箋—』創文企画, 2015, 第3章「スポーツ・フォー・オールと福祉国家」参照
- 5) 内海和雄『日本のスポーツ・フォー・オール—未熟な福祉国家のスポーツ政策—』不味堂出版, 2005。これ以降、ほぼ5年ごとに日本のスポーツ施設数の実態調査が行われている。
- 6) 内海和雄『スポーツと人権・福祉—「スポーツ基本法」の処方箋—』創文企画, 2015, 「第4章戦後日本の福祉とスポーツ」
- 7) もちろんこの他に国や自治体のスポーツ関連予算の推移なども参照。内海和雄『スポーツと人権・福祉—「スポーツ基本法」の処方箋—』創文企画, 2015
- 8) Richard Giulianotti, 'Chapter 6 Gender and Sexuality in Sport: Playing against Patriarchy', *Sport –A Critical Sociology—*, Polity Press, 2016, 2nd Edition, p. 100
- 9) Jennifer Hargreaves, *Sporting Females: Critical issues in the history and sociology of women's sports*, Routledge, 1994, p. 237
- 10) Richard Giulianotti, op. cit., p. 103
- 11) Adrienne N. Milner and Jomills Henry Braddock II, *Sex Segregation in Sport –Why Separate is not Equal*, Praeger, 2016, p. 27
- 12) Jennifer Hargreaves, op. cit., p. 7
- 13) Jennifer Hargreaves, op. cit., p. 25
- 14) Theberge, Nancy, A critique of critiques –Radical and feminist writings on sport–, *Social Forces*, 60: 2 (December, 1981), pp. 341–353
- 15) M. Ann Hall, How should we theorize sport in a capitalist patriarchy?, *International Review for the Sociology of Sport*, 20: 1 and 2 (1985), pp. 109–116
- 16) Hellen Jefferson Lenskyj, *Gender Politics and the Olympic Industry*, Palgrave Macmillan, 2013
- 17) 内海和雄『オリンピックと平和—課題と方法—』不味堂出版, 2012。内海和雄『スポーツと人権・福祉』創文企画, 2015参照
- 18) Hellen Jefferson Lenskyj, op. cit., p. 126
- 19) 中嶋 聡『ブルマーはなぜ消えたのか』青弓社, 2007
- 20) M. Ann Hall, op. cit.
- 21) 内海和雄『イギリスのスポーツ・フォー・オール—福祉国家のスポーツ政策—』不味堂出版, 2003, pp. 265–284
- 22) たとえばノルウェーやスウェーデンなどの40%規定等。冒頭の拙著論文②参照